

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オートバックスセブン	コード	9832
提出日	2022/6/1	異動(予定)日	2022/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	高山 与志子	社外取締役	○														○		有
2	三村 孝仁	社外取締役	○														○	新任	有
3	小泉 正己	社外取締役	○														○		有
4	三宅 峰三郎	社外取締役	○														○		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		高山与志子氏は、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイザー業務の経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野にも精通しております。これらの豊富な知見に基づき助言を行うなど当社のコーポレート・ガバナンス強化をリードするほか、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行っております。今後もオートバックスグループの持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、同氏が当社取締役会の意思決定および監督機能の実効性向上に必要な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」(4. 補足説明参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に指定しています。
2		三村孝仁氏は、事業会社における長年の経営経験を有しており、グローバル市場での開拓・成長を牽引した実績があります。また、取締役会議長としての経験やコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しております。同氏の豊富な業務経験や高い見識を当社の経営に生かしていただくとともに、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から当社の経営の監督を行っていただくことが、当社取締役会の意思決定および監督機能の実効性向上に必要であると判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。同氏は、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」(4. 補足説明参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に指定しています。
3		小泉正己氏は、事業会社における管理実務の経験に基づき、経営管理・IR・ガバナンスに関する知見に加え、SPAに関する経験および知見を有しております。監査等委員である取締役としての立場から当社の経営に参画することで、監査の実効性の確保ならびに当社の意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上など、監督機能の強化に資すると判断し、監査等委員である取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」(4. 補足説明参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に指定しています。
4		三宅峰三郎氏は、事業会社における経営者として、グループガバナンスの強化や事業ポートフォリオを意識した積極投資とモニタリングにより企業の成長を牽引するなど、企業経営に関する広範かつ豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績に基づき、社外取締役および独立役員として一般株主保護の観点から積極的に発言を行っております。監査等委員である取締役としての立場から当社の経営に参画することで、監査の実効性の確保ならびに当社の意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上など、監督機能の強化に資すると判断し、監査等委員である取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」(4. 補足説明参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に指定しています。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。